最終更新日：2018年9月28日

ショーボンドホールディングス株式会社
代表取締役社長 岸本　達也
問合せ先：03-6892-7101
証券コード：1414
http://www.sho-bondhd.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を高めるために、法令遵守の徹底を図り、健全で透明性の高い経営体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、経営上の重要な課題の一つと位置づけています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2018年９月28日時点において、当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則１－４．いわゆる政策保有株式＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第４条で次のように定めています。
（政策保有株式の保有に関する方針）
第４条　当社は、取引や事業上必要である場合等を除き原則として他社の株式を取得・保有しない。
２　　当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて、議決権を行使する。

＜原則１－７関連当事者間の取引＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第７条で次のように定めています。
（関連当事者間の取引）
第７条　当社役員（当社グループの役員）は、会社の利益に反して、自身や第三者のために利益を追求してはならない。その意図がない場合でも、利益相反取引や競業取引を行う場合は、取締役会の承認を得て行う。ただし、利害関係のある取締役は決定に参加できない。
２　　承認にあたっては、会社や株主共同の利益を第一に考え、慎重に審議のうえ、承認する。
３　　取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示する。
４　　役員（当社グループの役員）は、年１回、調査票に基づき関連当事者間の取引について報告を行う。

＜原則３－１．情報開示の充実＞
（情報開示の充実）
当社コーポレートガバナンスガイドライン第１３条で次のように定めています。
第１３条　取締役会は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、取締役会の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営理念他、重要な方針について、主体的に情報発信する。

上記ガイドラインに基づき、ウェブサイトや株主総会招集通知等で開示しています。
（１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
＜グループ企業理念＞
（http://www.sho-bondhd.jp/company/message.html）
＜中期経営計画＞
(http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02760/8105735f/6c46/4374/ba4b/2f66175c9d16/140120180810496546.pdf)

（２）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針
基本的な考え方は１に記載の通りです。開示項目に関する基本方針は本コーポレートガバナンス報告書に記載の通りです。

（３）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本コーポレートガバナンス報告書［取締役報酬関係］に記載しています。

（４）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
本コーポレートガバナンス報告書「２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に関する事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しています。

（５）取締役候補（監査等委員である取締役を含む）の指名を行う際の個々の指名についての説明
指名の理由や経歴等を株主総会招集通知に記載しています。
(http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02760/9efa1f1f/0d1a/4311/8354/0bdc4129d16d/140120180831402675.pdf)

＜補充原則４－１－１＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第１５条第２項で次のように定めています。
第１５条
２　　取締役会は、取締役会規程において、法令に準拠して、取締役会で決議するものを明確にする。また、重要な子会社の社長、支社長、本部長等が決裁できる範囲はグループ決裁基準で明確にし、円滑な意思決定の促進及び効率的な業務執行を図る。

＜補充原則４－１１－１＞
本コーポレートガバナンス報告書「２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に関する事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しています。

＜補充原則４－１１－２＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第２５条第４項で次のように定めています。
第２５条
４　　取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、また、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められるため、当社の他に上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）を兼務しないことが望ましい。要請を受けた場合は、速やかに取締役会議長に通知する。
なお、取締役の重要な兼務の状況については、株主総会招集通知に記載している。

＜補充原則４－１１－３＞
取締役会の実効性に関する分析・評価を行いましたので、以下の通り概要を報告します。
１．取締役会実効性評価の方法
取締役会の実効性評価については、客観性を確保した評価を行うため、第三者の外部アドバイザーを起用し、アンケート形式にて、すべての取締役（監査等委員を含む）に対して実施しました。
２．取締役会実効性評価結果の概要
当社取締役会においては、議題と報告事項が予め整理され、十分な議論がなされており、実効性は確保できていることを確認しました。

当社は、引き続き取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の機能の向上に努めてまいります。

＜補充原則４－１４－２＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第２８条で次のように定めています。
（取締役のトレーニング）
第２８条　会社は、取締役就任時及び就任後継続的に、それぞれの取締役の知識・経験・能力等のレベル及び属性に応じた研修等の機会を必要に応じて設ける。

＜原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第２９条で次のように定めています。
第２９条　会社は、株主や投資家から面談の申し込みがあった場合は、前向きに対応する。
２　　IR担当取締役が対応することを原則とし、株主・投資家の求めに応じて、又は必要と判断した場合には、専門領域に詳しい取締役や業務執行者を帯同し、十分な説明体制を整える。
３　　説明に当たってはフェアディスクローズの精神に基づき、インサイダー情報を伝達することのないよう留意する。
４　　会社主催で行う説明会は、機関投資家向け決算説明会、個人株主説明会、四半期決算ごとの機関投資家との面談を実施する。
５　　株主の意見・懸念については必要に応じ経営会議や取締役会にフィードバックし、会社の持続的な成長のための経営改革に活用する。
６　　会社は必要に応じ株主構造の把握に努める。

## ２．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 更新 | 20%以上30%未満 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 2,812,998 | 10.45 |
| 一般財団法人上田記念財団 | 2,704,000 | 10.05 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,477,100 | 9.20 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,329,400 | 4.94 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４） | 1,280,600 | 4.76 |
| 第一生命保険株式会社 | 1,210,000 | 4.49 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,016,300 | 3.77 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 792,100 | 2.94 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 612,100 | 2.27 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５） | 406,900 | 1.51 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

１．上記大株主の状況は2018年6月30日現在の状況を記載しております。

## ３．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |

| | |
|---|---|
| 決算期 | 6 月 |
| 業種 | 建設業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 本郷　亮 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 三浦　悟 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |
| 桑野　玲子 | 学者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 本郷　亮 | ○ | ○ | ――― | 弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任しています。 |
| 三浦　悟 | ○ | ○ | ――― | 公認会計士としての専門知識・経験及び企業の顧問会計士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任しています。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 桑野　玲子 | ○ | ○ | ――― | 東京大学の教授として有する土木分野における深い学識と経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任しています。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 1 | 3 | 社内取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を1名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（監査等委員会監査）
監査等委員会の監査は監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）が実施します。監査等委員会は監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき、監査方針や監査計画を決定し、取締役会や経営会議に出席するとともに、代表取締役をはじめとした業務執行取締役から定期的に職務執行状況の報告を受け、適法性・妥当性を監査します。また監査等委員会は監査室及び会計監査人と必要に応じて会合を持ち、情報交換を行うなど連絡を密にし、効率的な監査を実施するよう努めています。常勤監査等委員の鈴木成章氏は長年にわたり経理部門の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
（内部監査）
内部監査については監査室が実施します。監査室は5名体制で、「内部監査規程」に基づき社長直轄部門として独立した立場から各部門・子会社の会計処理・業務処理の適法性、妥当性について定期的に又は必要に応じて随時、内部監査を実施します。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社コーポレートガバナンスガイドライン第23条で次のように定め、社外取締役の独立性及び資質を判断しています。

（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
第23条　取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を順守する。
2 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年平均にて年間５００万円以上の金銭またはその他の財産上の利益を得ていないこと。
3 独立社外取締役としてふさわしい資質は次の通りとする。
①取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができること。
②経営、法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有すること。

当社は、各社外取締役について、当社からの独立性は確保されていると考えており、東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届け出ています。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

企業業績に対する経営責任を明確化するために取締役（監査等委員を除く）の報酬の一部に自社株報酬制度を導入しています。

| ストックオプションの付与対象者 | |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役を区分して開示しております。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額については株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は2015年９月25日開催の定時株主総会において年額350百万円以内、監査等委員である取締役は年額50百万円以内と決議しています。
各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、上記の報酬限度額の範囲内で、会社業績のほか、職務の重要性及び成果・実績等を勘案して取締役会の決議により決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定しています。

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際して、社外取締役へ事前に資料を配布し内容の説明を行っています。また、会計監査人および内部監査部門から監査の実施状況等について定期的に報告をしています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等） | 社長等退任日 | 任期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 石原　一裕 | 特別顧問 | IR活動を担当する特別顧問。IR担当部署（経営企画部）が行うIR活動をサポートするとともに、当社IR活動全般に対する助言を行うこととしている。 | 常勤、報酬あり | 2017/9/28 | 2019年４月末迄 |

| 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 | １名 |
|---|---|

その他の事項

―――

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜業務執行、監査・監督の概要＞
（1）内部監査については監査室が実施します。監査室は５名体制で、「内部監査規程」に基づき社長直轄部門として独立した立場から各部門・子会社の会計処理・業務処理の適法性、妥当性について定期的に又は必要に応じて随時、内部監査を実施します。
（2）監査等委員会の監査は監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）が実施します。監査等委員会は監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき、監査方針や監査計画を決定し、取締役会や経営会議に出席するとともに、代表取締役をはじめとした業務執行取締役から定期的に職務執行状況の報告を受け、適法性・妥当性を監査します。また監査等委員会は監査室及び会計監査人と必要に応じて会合を持ち、情報交換を行うなど連絡を密にし、効率的な監査を実施するよう努めています。常勤監査等委員の鈴木成章氏は長年にわたり経理部門の経験を

有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

＜取締役候補の選定、報酬内容の決定に関する方針＞
取締役候補の選定について、当社コーポレートガバナンスガイドライン第２５条で次のように定めています。
第２５条　会社の取締役会の人数は、事業規模や事業内容に照らして、迅速・果断な意思決定が行える人数とし、監査等委員でない取締役は７名以下、監査等委員である取締役は４名以下の適切な人数とする。
２　　選任基準は、取締役会における決定が、多角的分析・審議によってなされるよう、経営、市場、技術、施工・生産、法務・会計等の各専門領域に精通し、十分な経験を積んだものをバランス良く選任する。
３　　監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有しているものを１名以上選任する。
上記ガイドラインに則り、当社グループの事業特性を踏まえ、候補者の経歴・実績、人物・人柄を総合的に勘案し、経営者としての資質を慎重に検討して決定しています。また、監査等委員でない取締役指名に当たっては、監査等委員会において、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識、経験、能力を全体としてバランスよく備え、かつ多様性と会社の規模として適切な人員数で構成されることを主眼に、各取締役候補について検討しています。
当社の役員の報酬等の額については株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は2015年９月25日開催の定時株主総会において年額350百万円以内、監査等委員である取締役は年額50百万円以内と決議しています。
各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、上記の報酬限度額の範囲内で、会社業績のほか、職務の重要性及び成果・実績等を勘案して取締役会の決議により決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定しています。

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は機関設計として監査等委員会設置会社を採用しています。その理由は委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るためです。
なお、会社法第427条第１項に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
各機関の概要は次の通りです。

（取締役会）
取締役会は、９名の取締役で構成しており、うち４名は監査等委員である取締役です。法令及び取締役会規程に定める経営及び業務執行に関する重要事項を審議・決定しています。開催については原則月１回以上開催するほか、必要に応じて随時開催するなど、迅速な意思決定に努めています。
（監査等委員会）
監査等委員会は４名の取締役で構成しており、うち３名は社外取締役です。取締役の職務の執行の監査及び監査報告書の作成をはじめ、法令や定款に定められた事項について決定しています。開催については原則月１回以上開催するほか、必要に応じて随時開催しています。監査については、会計監査人及び監査室と連携し、効率的な監査体制を整備しています。
（経営会議）
経営会議は取締役及びグループ子会社を含む経営幹部で構成しています。経営計画の審議、計画の進捗状況に関する審議のほか、経営幹部の職務執行状況の確認等を行っています。
（リスク管理委員会）
リスク管理委員会は本社駐在の取締役、広報担当取締役及び本社駐在経営幹部で構成しており、リスクの把握とその対応策の具申を行っています。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2018年９月27日に開催した当社定時株主総会に関しては、2018年９月５日に株主総会招集通知を発送しました。また、同日、当社ウェブサイトに掲載しました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、2018年９月27日に定時株主総会を開催しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が開設した専用のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知発送後、当該株主総会の前日まで、電磁的方法による議決権行使が可能です。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 株主総会招集通知等の英訳を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成･公表 | 正確、公平かつタイムリーに情報開示するとともに、様々なコミュニケーション活動を通じて、すべてのステークホルダーとの長期的な信頼関係の構築と適切な評価を得ることを目的として、ディスクロージャーポリシー（IRポリシー）を、当社ウェブサイトに掲載しています。<br>（http://www.sho-bondhd.jp/ir/management/policy.html） | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | ３月に東京および大阪で個人株主に対する説明会を実施しています。 | あり |
| アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催 | ８月に期末決算説明会、２月に第２四半期決算説明会を開催しています。<br>また、アナリストや機関投資家の要望に応じて随時個別ミーティングを実施しています。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 四半期、期末決算毎に決算短信等で決算情報を開示している他、適時開示規則上開示が求められている会社情報を掲載しています。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営企画部を設置しています。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | ステークホルダーの立場の尊重に鑑み、損失の危機に対処する幾つかの具体的場合においては、他の全ての判断に優先させるべき判断基準を下記の通りリスク管理規定に定めています。<br>⑴「事故･災害等」にあっては「関係者の安全」、⑵「製品･施工の瑕疵等」にあっては「対象物利用者の安全」、⑶「施工に関する障害」にあっては「施工責任の完遂」。⑷「不祥事等の発生」にあっては「事実を隠さない」、⑸「債権回収の不安」にあっては「不法不当な回収行為をしない」、⑹「不当な要求」にあっては「応じない･１円たりとも払わない」、⑺「非難･中傷」にあっては「事実に基づく正当な反論」 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | グループ全体のCSR活動について中核子会社であるショーボンド建設株式会社のウェブサイトで公開しています。<br>(http://www.sho-bond.co.jp/company/csr/) |

| | |
|---|---|
| **ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定** | **ウェブサイトを拡充し、ステークホルダーに情報を提供する方針です。** |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
(1)各取締役は取締役会及び経営会議の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。
(2)取締役会はコンプライアンス･ポリシー（社是、企業行動基準）を定め、必要に応じて見直しを行い、全役職員に周知徹底させます。
(3)コンプライアンス担当部署を置き、コンプライアンスに関する規程、マニュアルを整備、強化し、定期的に研修等を行い、コンプライアンス･ポリシー（社是、企業行動基準）の全役職員への浸透を図ります。
(4)不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査等委員会に報告します。
(5)反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存･管理します。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理統括部署は、担当役員の指揮監督の下、リスク管理規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門･事業子会社への啓蒙、指導を行います。
(2)各部門･事業子会社の長は、リスク管理規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員及びリスク管理委員会事務局に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査等委員会へ報告します。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月1回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が充分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮の下行います。
5．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
イ．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびに当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議を行います。
ロ．当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理統括部署が、グループ全体を統括します。
ハ．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社のコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当部署がグループ全体を統括します。
6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を1名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。
7．当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
(2)子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会への報告に関する手続を定め、監査等委員が必要とする情報を適時適切に提供します。
(3)当社は、監査等委員会へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。
8．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
9．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、経営会議等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制
1．反社会的勢力排除に向けた基本原則
反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、一切の反社会的勢力との関係を遮断･排除する。
2．反社会的勢力排除に向けた取組状況
⑴ 反社会的勢力と関係を持つことを重大なリスクと認識し、リスク管理規定により次の事項を社員の義務とする。
･不当要求に対しては「応じない･1円たりとも払わない」を判断基準とし、他の全ての判断に優先させること。
･トラブル等の処理はリスク管理委員会の承認を得てADRの利用または弁護士、その他の専門家に委任すること。
それ以外の第三者には絶対に委託してはならないこと。
･場所長は普段から不当要求排除の知識の修得に心掛け、部下にも徹底すること。
⑵ 反社会的勢力からの不当要求被害防止のために従業員に対して、研修会を実施するなど指導及び教育の徹底に努める。
⑶ 所轄の警察や地元企業との連絡を図り、普段から反社会的勢力に関する情報を収集するなどして被害防止に努める。
⑷ 反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士や警察に相談し指導を仰ぎながら適切に対応する。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

